

## 4 ハローワークに指示された求職活動を行う場合

以下の（i）～（iii）の場合に限ります。

（i）就職支援計画書における「公共職業安定所又は地方運輸局による計画」

欄に記載された以下の求職活動を行う場合

- ・④ 求人への応募
- ・⑤ 就職面接会への参加
- ・⑦ その他欄への具体的に記載された求職活動
- ・「公共職業安定所又は地方運輸局追記欄」に記載された求職活動

**ハローワークでの職業相談や求人情報の検索等は含みません。**

（ii）ハローワークで紹介を受けた事業所に面接に行った場合

**ハローワークで紹介を受ける日は、訓練実施日から除外できません。**また、受講生が給付金を申請する際には、やむを得ない理由としても認められませんのでご注意ください。

（iii）ハローワークにて開催される就職面接会・企業面接会に参加する場合

**ハローワークで開催されるものであっても、面接を行わないセミナー等は、訓練実施日から除外できません。**

### 【確認書類】

○ 面接事業主による証明書（面接証明書）等

※ 安定所で紹介を受けた場合であっても、面接証明書は必要になります。